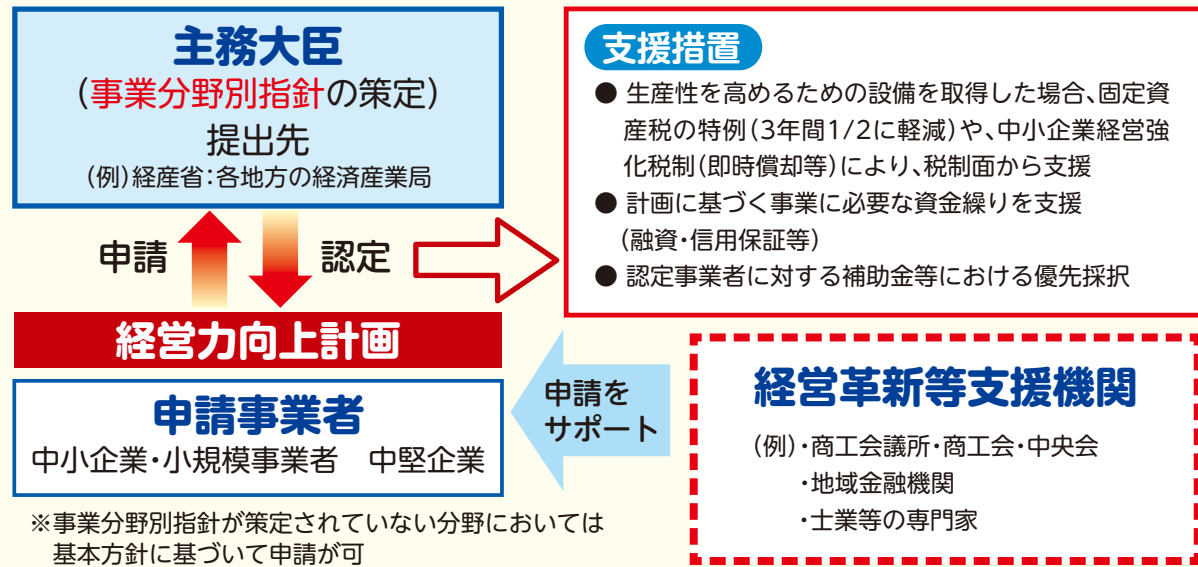


「経営力向上計画」の制度概要

- ◆事業分野(業種)別に定められた指針に則った計画策定が必要です。
- ◆計画が認定されるとさまざまな支援措置が受けられます。



「経営力向上計画」認定事例集

- ◆地域密着型スーパー、酪農ファーム、酒造家、水産加工会社、金型製造メーカーほか多数の事例が掲載されています。ぜひ参考にしてください。

中小企業等経営強化法 認定計画事例集

平成29年8月 経済産業省中小企業庁

中小企業庁 認定計画事例集 | 検索

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2016/161011kyoka1.pdf>

「性能証明書(生産性向上要件証明書)」について

- ◆発行者は工業会です。設備業者様・販売店様経由にて、当社営業窓口にご依頼ください。

対象事業者 中小事業者等(資本金1億円以下の法人、個人事業主など)		
対象設備 申請企業が固定資産台帳に「建物附属設備」「機械および装置」「器具または備品」と区分するもの		
設備の要件		
① 生産性が年平均1%以上向上するもの		
② 販売開始から一定期間以内に取得等を行うもの		
③ 最低取得金額を満たすもの		
④ 中古設備等は除く		
⑤ 制度終了(平成31年3月31日)までに導入した対象設備		
	販売開始②	最低価格③
機械装置	10年以内	160万円以上
建物附属設備	14年以内	60万円以上
器具備品	6年以内	30万円以上

三菱電機株式会社

〒100-8310 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号(東京ビル)

各地区のご相談窓口

三菱電機住環境システムズ株式会社

北海道支社 (011) 893-1342 関西支社 (06) 6310-5060
東北支社 (022) 742-3020 中四国支社 (082) 504-7362
東京支社 (03) 3847-4337 営業本部(四国) (087) 879-1066
中部支社 (052) 527-2080 九州支社 (092) 476-7104

●経営強化法や申請についてのお問い合わせ
中小企業庁 経営強化法相談窓口
TEL:03-3501-1957

経営強化法 | 検索



2017年10月作成

2017年4月【中小企業等経営強化法】改正 & 【中小企業経営強化税制】新設

【経営力向上計画】で生産性アップ!

1 経営力向上計画とは?

コストマネジメントの向上や設備投資等により、事業者の生産性を向上させるための計画です。

認定されると多くの支援が受けられます。

目標未達でも認定取り消しはありません※。

※経営力向上計画に係る事業が行われていない場合は、設定が取り消されることがあります。

計画策定にあたっては
専門機関のサポートを受けられます。しかも作成する計画書は**実質2枚**です!

活用してください!

2 計画が認定されると...

メリット① 固定資産税が3年間**1/2に減免**されます。

即時償却や税額控除**7%**との併用が可能です。

(資本金3000万円以下は10%)

メリット② さまざまな**金融支援**が受けられます。

メリット③ 補助金によっては採択時の**加点要素**となり得ます。

3 計画を策定するために...

国が認定した**支援機関からサポート**を受けられます。

選定方法 **1** 「認定経営革新等支援機関」のリストから選ぶ。

認定経営革新等支援機関 | 検索 (中小企業庁ウェブサイト)
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kyoku/ichiran.htm>



選定方法 **2** 各都道府県ごとにある「**よろず支援拠点**」に相談する。

よろず支援拠点 | 検索 (中小企業基盤整備機構ウェブサイト)
<http://www.smrj.go.jp/yorozu/087939.html>



4 申請に必要な書類は...

- ✓ 事業の特徴や経営状況、目標と取組などを記載した「**経営力向上計画(書)**」▶ P 2-3参照
- ✓ 取得予定設備を対象とする「**性能証明書**」(メーカー経由・工業会発行)▶ P 4参照

5 対象となる当社空調冷熱製品は...

店舗・事務所用パッケージエアコン ビル用マルチエアコン 設備用パッケージエアコン 冷凍機
チリングユニット 業務用ロスナイ 産業用除湿機 ルームエアコン ハウジングエアコン
店舗用ショーケース など

※機種によっては対象とならない場合がありますので、詳細は営業窓口までお問合せください。

